

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 2 年～18 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。（令和５年度は計上なし）

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去５年間の不納欠損実積率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を公営企業会計との在職年数按分により計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度６月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（１２月から３月までの４か月分）を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で 60 万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体 (会計名)	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
りそな銀行寝 屋川支店	—	2 百万円	—	2 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次の通りです。

大阪地方裁判所 令和4年（ワ）第6349号

損害賠償等請求事件 14 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公共用地先行取得事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

③ 地方自治法第 235 条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（令和5年4月1日～令和6年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△ 1.4	—

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

翌年度繰越額（一般会計） 1,042 百万円

⑧ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

43 件 1,035,606 千円 (1,405,094 千円)

ア 内訳

事業用資産 (28 件) 977,956 千円 (1,349,747 千円)

土地 (28 件) 977,956 千円 (1,349,747 千円)

インフラ資産 (10件) 57,561 千円 (55,347 千円)

土地 (10件) 57,561 千円 (55,347 千円)

物品 (5 件) 90 千円 (0 千円)

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。上記の () 内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 71,239 百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 50,382 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 5,991 百万円

将来負担額 79,360 百万円

充当可能基金額 36,939 百万円

特定財源見込額 18,900 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 71,239 百万円

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

該当なし

⑥ P F I 事業に係る資産

該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △163 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	106,994 百万円	105,740 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	56 百万円	51 百万円
一般会計等構成会計間の相殺消去等	△ 27 百万円	△ 27 百万円
前年度末資金残高	△1,274 百万円	—
資金収支計算書	105,749 百万円	105,764 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公共用地先行取得事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	7,832 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,341 百万円
投資その他の資産等の増加（減少）	1 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	82 百万円
減価償却費	△ 3,391 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△ 27 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△ 130 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	17 百万円
資産除売却益	8 百万円
資産除売却損	△ 3 百万円
過年度固定資産修正損	△ 390 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	5,341 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 11,120 百万円

一時借入金に係る利子額 2 百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし